国立大学法人滋賀医科大学ウェブサイト管理要項

平成29年６月14日

広報委員会決定

令和４年５月13日

改正

（定義）

第１　本要項において，次の通り各用語を定義する。

(1)　基幹ウェブサイト

本学広報委員会が管理するウェブサイト

(2)　各組織ウェブサイト

上記に当たらない，各講座・診療科等が作成するウェブサイト

(3)　本学ウェブサイト

基幹ウェブサイトと各組織ウェブサイトのすべてのウェブサイト

（管理責任者）

第２　基幹ウェブサイトは，広報委員会の指導のもと，ホームページ専門委員会（以下「専門委員会」という）が管理を行う。

２　各組織ウェブサイトは，当該組織が管理を行う。ただし，広報委員会が必要と認めるときは，広報委員会あるいは専門委員会が各組織ウェブサイトについて意見を述べることができる。

（運用責任者）

第３　基幹ウェブサイトの運用は，総務企画課が行う。

２　各組織ウェブサイトについては，当該組織毎に運用責任者を置き，ウェブサイトの運営や専門委員会との連絡調整を行うものとする。

（コンテンツ更新者）

第４　基幹ウェブサイトの各コンテンツは，コンテンツ毎に事務局の中から担当部署を定め，作成・更新・削除を行う。担当部署は，必要に応じて運用責任者と連絡調整を行い，その指示に従うものとする。

２　各組織ウェブサイトの各コンテンツは，各組織で作成・更新・削除を行うものとする。

（情報の適切性）

第５　本学ウェブサイトは，本学の情報を提供する場であり，その情報公開にあたっては適切性，正確性，鮮度に配慮しなければならない。また，次に掲げる情報を掲載してはならない。

(1)　公序良俗に反する情報

(2)　特許権，著作権，出版権，商標権または肖像権を侵害する情報

(3)　人権またはプライバシーを侵害する情報

(4)　特定の個人や団体を誹謗中傷する情報

(5)　大学が許可していない，営利を目的とした情報

(6)　特定の宗教の布教等に関する情報

(7)　政党，政治団体等による政治活動等に関する情報

(8)　その他，本学の活動を推進する上で不適切と認められる情報

（理事の権限）

第６　理事は，本学ウェブサイトの体裁や内容について調整，提案し，必要に応じて関係部署や講座等の運用責任者に協力を求めることができる。

２　理事は，公序良俗に反する情報等が発見された場合，当該情報へのリンクを切断し，管理責任者に対して改善を求める等の措置を講ずることができる。

（その他）

第７　この要項に定めるもののほか，本学ウェブサイトの管理に関し必要な事項は，別に定めることができる。

附　則

この要項は，平成29年６月14日から施行する。

附　則

この要項は，平成30年10月１日から施行する。

附　則

この要項は，令和４年５月13日から施行する。